

また現実である。このようないふな場合において、起立したくない教職員、ピアノ伴奏したくない教職員に対し、懲戒処分をしてまで起立させ、斉唱等させないことは、いわば、少數者の思想良心の自由を侵害し、行き過ぎた措置であると思料する次第である。国旗・国歌は、国民に対し強制するのではなく、自然のうちに国民の間に定着させるとこがのが国旗・国歌法の制度趣旨であり、學習指導要領の国旗・国歌条項の理念と考えられる。これら国旗・国歌法の制度趣旨等に照らすと、本件通達及びこれに基づく各校長の原告の教職員に対する職務命令は違法である。

声明

都の控訴は、憲法尊重擁護義務(憲法99条)に違反する

原告団・弁護団

東京地方裁判所が国歌斎唱義務不存在確認請求等訴訟について去る9月21日に言い渡した判決(以下「本件判決」)に対し、

本件判決は、10・2

3通達といれに関する一連の都教委の校長に対する指導が、卒業式・入学式等での国旗掲揚、国歌斎唱の実施方法や、教職員に対する職務命令の発令等について、各学校の裁量の余地なく画一的に都教委の方針を強制する

もので、教育の自主性を侵害し、教基法10条の禁ずる「不当な支配」に該当するもので違法とした。

また、教職員に対し懲戒処分などをしてまで一挙に起立・斉唱・ピアノ伴奏等の義務を課した10・23通達とこれに基づく職務命令は、憲法19条で保障された思想・良心の自由を侵害し、違憲であるとして、起立・国歌斎唱・ピアノ伴奏義務等の不存在、懲戒処分の禁止、慰謝料の支払いを認めた。

都教委及び都が本件判決に対し控訴したことは、行政が司法判断を重く受

われわれ原告団・弁護団は、都教委及び都が10・23通達及び処分の撤回を求めるわれわれの

止めその姿勢を正す
貴重な機会を自ら放棄し
たものである。

本件判決には、学習指導要領のみを金科玉条の「とく振りかぎして強権的に処分を重ね、憲法や教育基本法を一顧だにしなかつた都教委の姿勢が法的に見ていかに誤っていたかが、明確に指摘されている。

よれば、都教委は、判決翌日に臨時校長連絡会を開いて都立学校の校長を招集し、本件判決によつて違憲違法と判断された10・23通達に基づいて今後も国旗国歌の指導を実施するよう指示した、とのことである。

これは、都教委が、本件判決で教育の自主性を侵害する、と厳しく指摘された、校長らに対する

本件判決を受けてなおその誤りを正そうとしたない都教委は、憲法尊重擁護義務（憲法99条）に明白に違反しており、また教育に携わる者としての良識が全く欠けているというほかない。

それどころか、報道に

を拒否するか従うかの岐路に立たされるのである。

違法性の高い行為として非難されるであろう。

われわれは、控訴審にしかも、原告らに対する懲戒処分は重くなり続けるのであるから、そのことによる原告らの思想・良心の侵害は著しい。にもかかわらず、控訴を選択した都教委の姿勢は、思想・良心の自由は権利侵害後の事後救済にはなじまないとして国歌斎唱義務不存在および処分の差し止めを認めた本判決を全く無とするものであり、断じて許されない。

2006年(平成18年)
9月29日

国歌斎唱義務不存在確認等請求訴訟原告団・

弁護団

都教委が、今後も卒業式等における国旗国歌の強制を繰り返せば、原告らは、そのたびに、懲戒処分等の強制の下、自己の信念に従つて職務命令

てこれを改めない一段と